

# 山形県DV被害者支援基本計画

～ 配偶者からの暴力のない社会を目指して～



平成18年3月

山形県



## 計画策定にあたって

21世紀における元気で豊かなふるさと山形を築くためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現することが重要です。

本県では、「山形県男女共同参画計画」に基づき、性別による固定的な役割分担意識の払拭を図るための広報・啓発活動に努めるとともに、女性に対する重大な人権侵害であるDV（配偶者からの暴力）の根絶とDV被害者を適切に保護し、その自立を支援する取り組みを進めてきました。

しかしながら、DV被害に関する相談は依然として後を絶たず、一時保護を求める女性も年々増加する傾向にあり、大変に心の痛む思いであります。折りしも、平成16年12月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、DV被害者対策の一層の強化が図られました。

こうした中で県におきましても、配偶者からの暴力のない社会、配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受け、自立し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、「山形県DV被害者支援基本計画」を策定いたしました。

今後は、この基本計画に基づき、女性相談の一層の充実を図るとともに、DV被害者の安全な保護と自立支援に向けた取り組みの更なる強化を図っていくこととしております。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関・団体の御理解と御協力を得ながら、一人ひとりの人権が尊重され、県民誰もが配偶者からの暴力に怯えることなく安心して暮らすことのできる社会の実現に努めてまいります。

この計画の策定に当たり、県民の方々をはじめ様々な御協力をいただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

山形県知事 齋藤 弘



## 目 次

1．計画の基本的な考え方	
（１）計画策定の趣旨	1
（２）基本目標	1
（３）計画の位置付け	1
（４）計画期間及び計画の見直し	1
（５）進行管理	1
（６）計画の体系	3
2．配偶者からの暴力の現状	
（１）配偶者からの暴力の実態	5
（２）配偶者からの暴力事案への対応	6
3．計画の内容	
（１）[基本目標] 配偶者からの暴力を容認しない社会の形成	
[重点目標1] 人権教育啓発の推進	8
[重点目標2] 配偶者からの暴力に関する理解促進	9
[重点目標3] 配偶者からの暴力に関する調査研究の推進	9
（２）[基本目標] 相談保護体制の充実	
[重点目標4] 相談体制の充実	11
[重点目標5] 発見通報に関する体制整備	14
[重点目標6] 迅速で安全な保護体制の充実	15
[重点目標7] 同伴家族等への保護と援助	16
[重点目標8] 外国人への配慮	17
[重点目標9] 障害者への配慮	18
（３）[基本目標] 被害者の自立支援	
[重点目標10] 住居の確保に向けた支援	19
[重点目標11] 経済的自立に向けた支援	20
[重点目標12] 子どもへの支援	21
[重点目標13] 支援制度の弾力的運用及び窓口の一元化	21
[重点目標14] 司法手続きに関する支援	22
[重点目標15] 地域における支援活動	23
[重点目標16] 心的外傷後ストレス障害を含む心の回復支援	24
（４）[基本目標] 関係機関の協力連携	
[重点目標17] 施策調整機能の強化	25
[重点目標18] 関係機関との連携強化	26
[重点目標19] 民間団体との協働	26
[重点目標20] 適切かつ迅速な苦情処理体制の整備	27
[重点目標21] 関係機関のネットワークづくり	28

### DV（ドメスティックバイオレンス「Domestic Violence」）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力」をいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む）に限定され、被害者の性別は問わない、ものを対象としています。

なお、「配偶者からの暴力」には、身体的暴力のみならず、精神的性的暴力も含まれます。

# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

本県では、誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる社会の実現に重点的及び積極的に取り組んでいるところであり、これを阻害する配偶者からの暴力は根絶すべき課題です。

その解決を目指し、県下の推進体制を充実・強化し、施策の適切な進行管理を行うとともに、市町村や関係機関、ボランティア・NPOと連携し、配偶者による暴力行為が「犯罪となる行為を含む重大な人権問題である」という共通認識の下に、各種の方策を総合的かつ効果的に展開するため、「山形県DV被害者支援基本計画」を策定します。

## (2) 基本目標

配偶者からの暴力のない社会を目指して  
～誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる社会の実現～

## (3) 計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するものです。

この計画は、「やまがた総合発展計画」中、「女性の活躍を促進する環境の整備」並びに「住民が主体となった互助のシステムづくり」の「身近な地域における相談・見守り・支援システムの構築 DV被害者への支援体制の整備」を進めるための具体的な施策の展開内容を定めるものであり、「やまがた総合発展計画」との関係は、次頁の対応関係図のとおりです。

この計画は、「山形県男女共同参画計画」に掲げる重点目標「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

## (4) 計画期間及び計画の見直し

この計画の期間は、計画策定日から平成22年度までとします。

なお、平成16年12月に国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定後3年を目途に見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直すこととします。

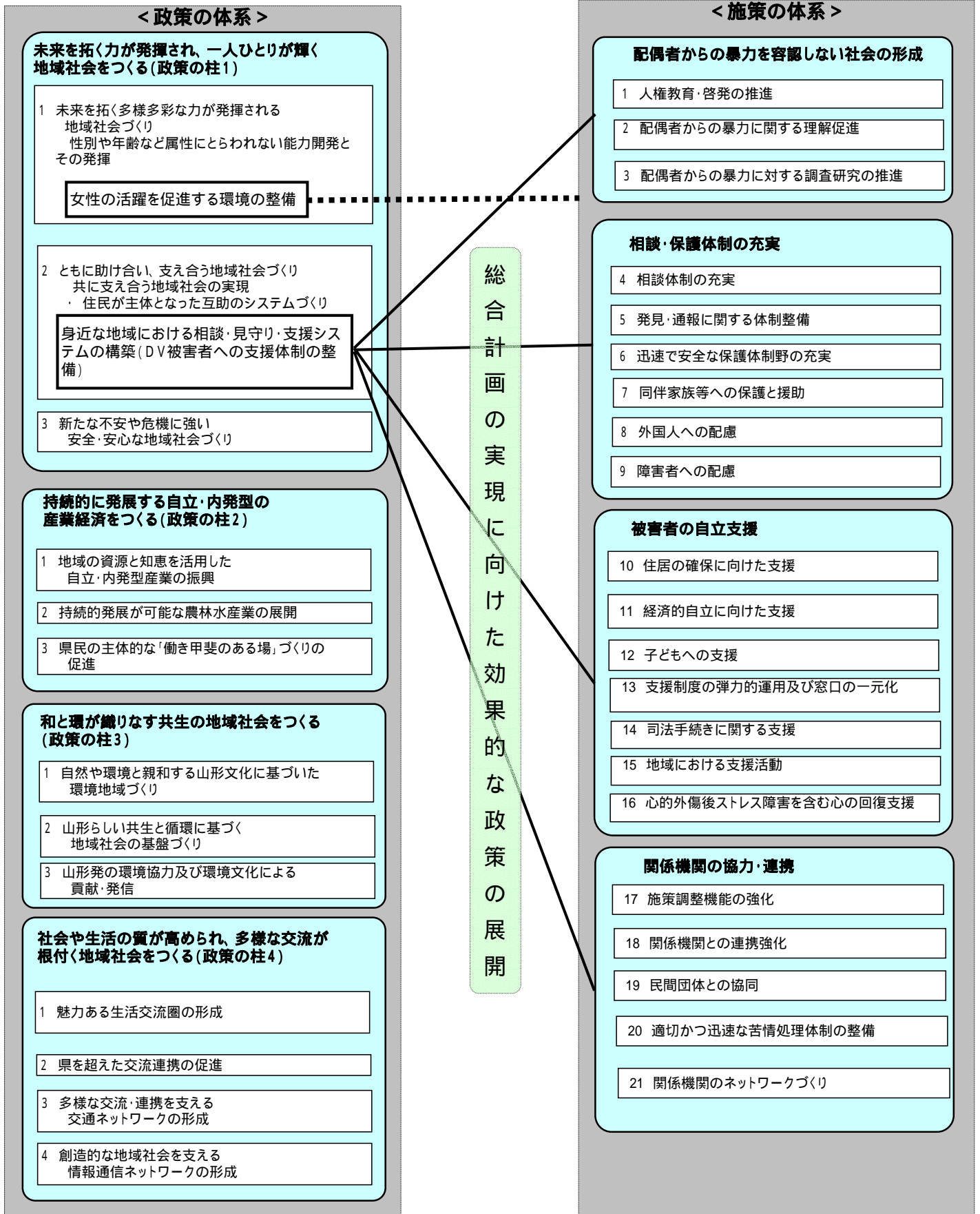
## (5) 進行管理

計画策定後は、DV被害者支援にかかる庁内連絡会議を設置し、この会議において、毎年度、この計画に基づく施策の実施状況等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながらその評価・検証を行います。

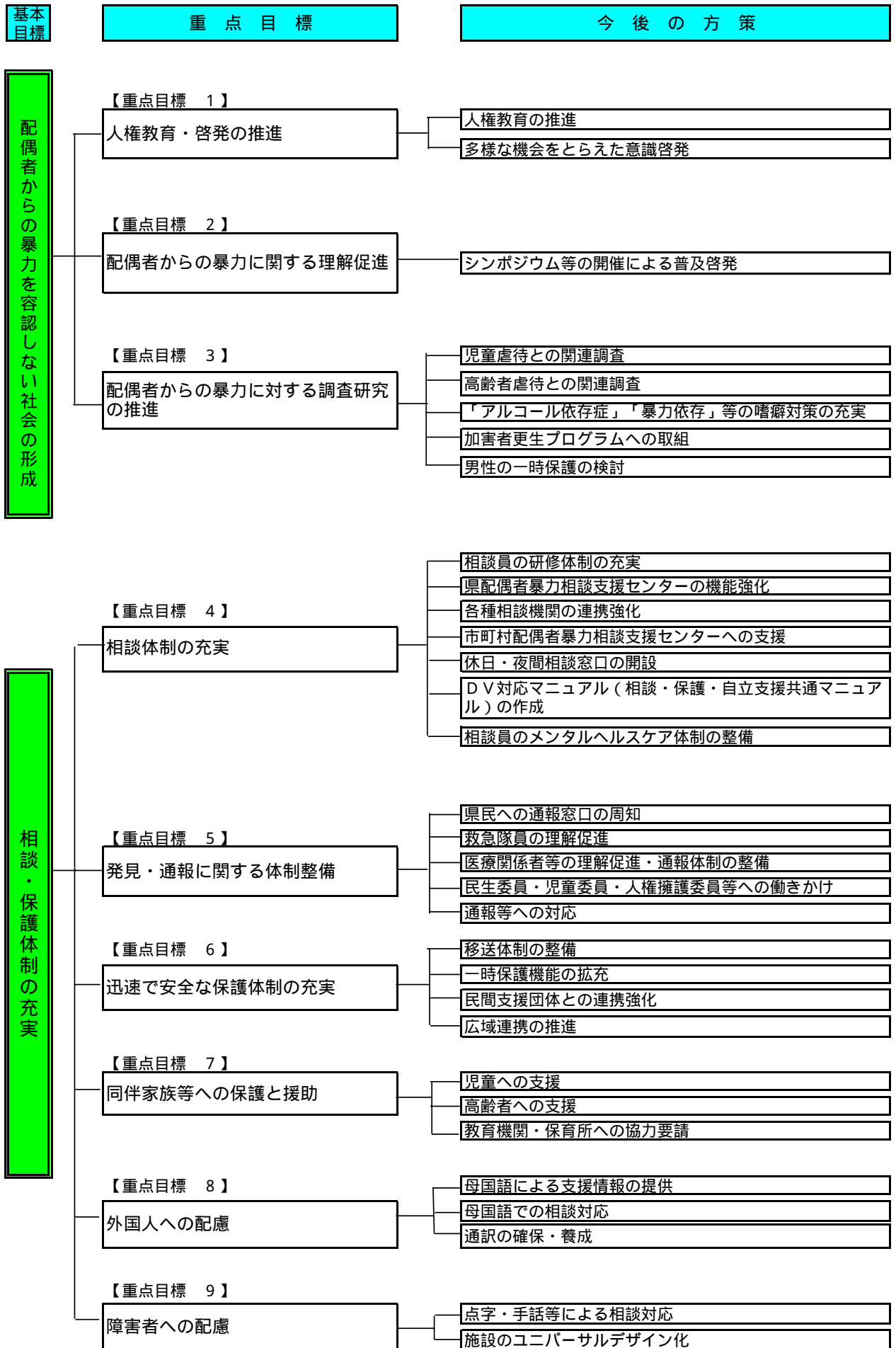
『やまがた総合発展計画』と「DV被害者支援基本計画」の対応関係図

やまがた総合発展計画(全県計画)

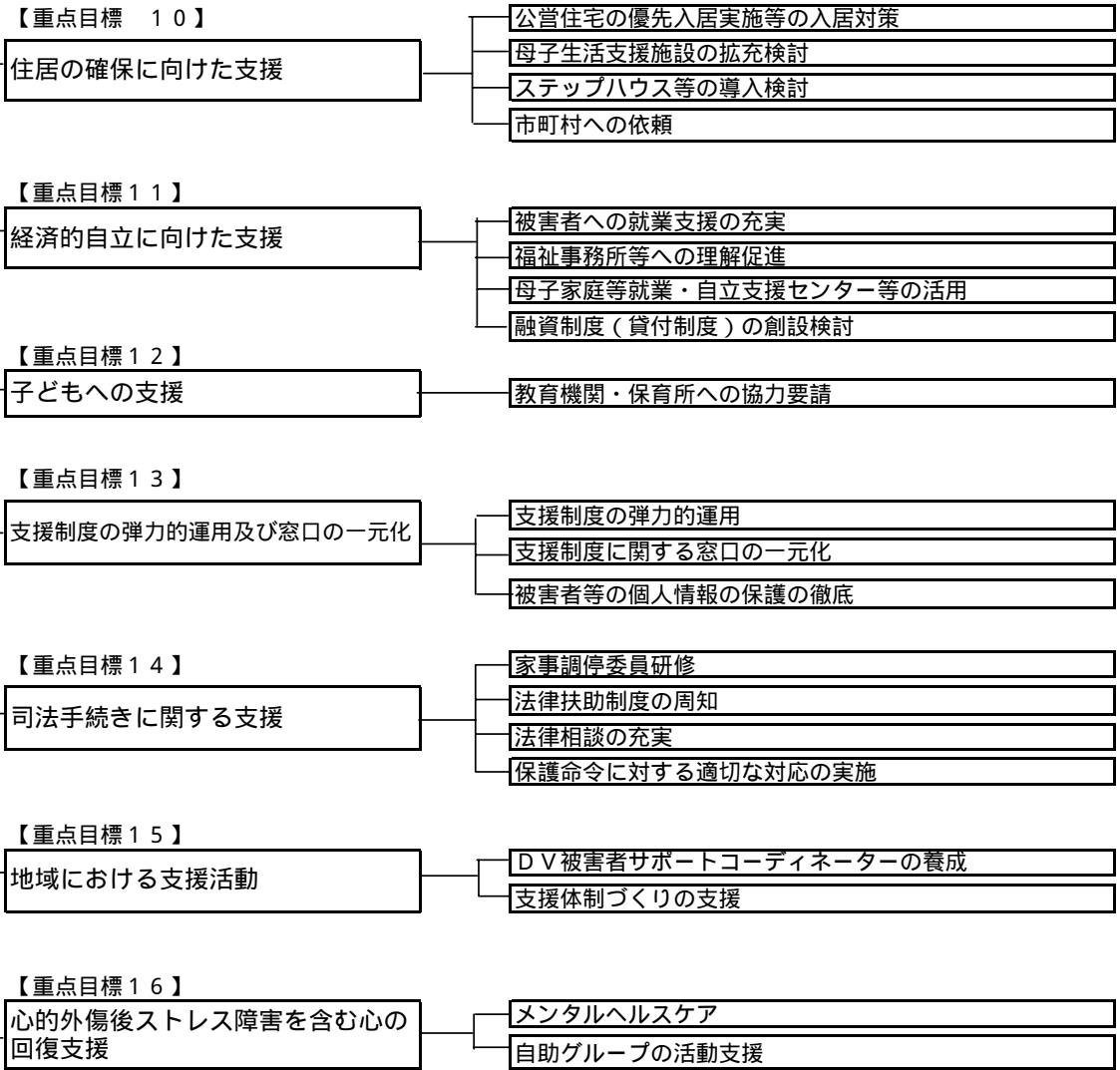
山形県DV被害者支援基本計画



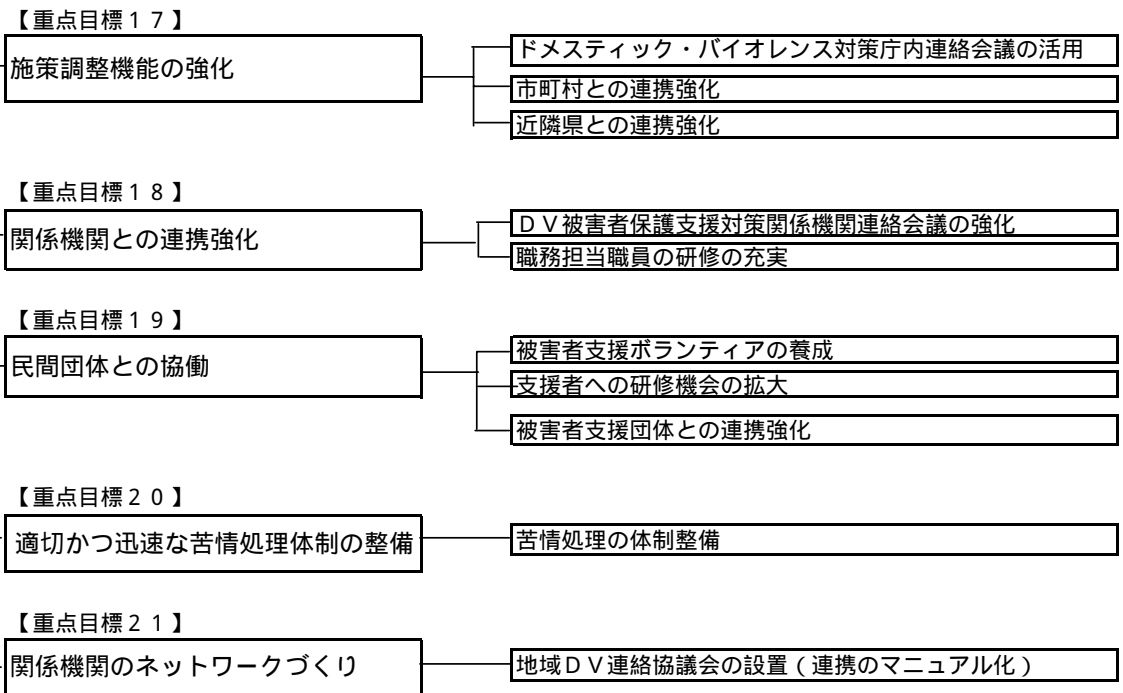
(6) 計画の体系



被害者の自立支援



関係機関の協力・連携



## 2. 配偶者からの暴力の現状

### (1) 配偶者からの暴力の実態

平成17年3月末現在の婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV被害者の相談・保護の状況は、次のとおりである。

#### 相談受付の状況

##### 相談受付件数

年度	全体	うちDV	
12	590	64	11%
13	591	78	13%
14	603	116	19%
15	559	157	28%
16	1032	167	16%

##### 相談処理状況(平成16年度)

	助言指導	一時保護	継続指導
全体	974	58	0
うちDV	129	38	0
	13%	66%	0%

#### 保護の状況

##### 一時保護件数

年度	全体			うちDV					DVのうち保護委託したもの	
	要保護女子	平均保護日数	同伴児	要保護女子	平均保護日数	同伴児	要保護女子	同伴児	要保護女子	同伴児
12	38	10.9	19	19	50%	11.3	7	37%		
13	35	13.3	17	21	60%	13.0	16	94%		
14	47	15.5	30	31	66%	15.5	28	93%	2	3
15	56	17.1	49	41	73%	15.8	45	92%	4	8
16	58	17.4	55	38	66%	20.1	46	84%	3	7

##### 一時保護処理状況(平成16年度)

	金谷寮	就職	家庭復帰	住居設定	帰郷(実家等)	母子生活支援施設	その他	合計
全体	3	4	19	5	14	3	10	58
うちDV	1	4	10	4	10	3	6	38

#### 婦人保護施設「金谷寮」の入所状況

年度	全体			うちDV		
	要保護女子	平均在寮日数	同伴児	要保護女子	平均在寮日数	同伴児
14	12	38.3	10	8	29.3	9
15	13	45.2	10	7	21.9	9
16	4	70.8	1	1	124.0	1

#### 保護命令に係る地裁からの書面

年度	認容(保護命令発令)				却下
	接近禁止のみ	退去のみ	退去・接近禁止		
14	8	5	1	2	0
15	12	4	0	8	0
16	22	8	0	14	0

#### 外国人の相談・保護の状況

年度	相談件数		保護件数	
		うちDV		うちDV
14	8	5	2	2
15	15	12	7	7
16	17	9	8	7

## (2) 配偶者からの暴力事案への対応

### 全国の状況

「配偶者暴力防止法」の一部改正（平成16年12月2日施行）

- ・配偶者からの暴力の定義の拡大
- ・保護命令制度の拡充
- ・被害者の自立支援の明確化
- ・警察本部長等の援助

等

### 暴力相談等の対応件数の推移

平成16年中の対応件数は、前年比で1,842件（14.7%）の増加

（警察庁調査）

区分 \ 年度	平成14年	平成15年	平成16年
対応件数(件)	14,140	12,568	14,410

（注）対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

### 配偶者からの暴力による検挙状況

平成16年中、女性が被害者となった事案は、配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行として検挙した1,694件のうちの1,554件で91.7%を占める。

（警察庁調査）

区分 \ 年度	平成14年	平成15年	平成16年
殺人	197	215	206
女性被害	120 (60.9%)	133 (61.9%)	127 (61.7%)
傷害	1,250	1,269	1,198
女性被害	1,197 (95.8%)	1,211 (95.4%)	1,143 (95.4%)
暴行	219	234	290
女性被害	211 (96.3%)	230 (98.3%)	284 (97.9%)
合計	1,666	1,718	1,694
女性被害	1,528 (91.7%)	1,574 (91.6%)	1,554 (91.7%)

（注）（ ）内は、検挙件数に対する女性が被害者となった割合をいう。

### 保護命令制度

（被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者及び子への接近禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命ずるもので、違反者には刑罰が課せられる。）

## 県内の状況

### 暴力相談等の対応件数の推移

平成16年中の対応件数は、前年比で37件(61.7%)の増加

(警察本部調査)

区分 \ 年度	平成14年	平成15年	平成16年
対応件数	65	60	97

(注) 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

### 保護命令に係る対応状況

平成16年中の保護命令通知件数は、前年比で8件(36.4%)の増加

(警察本部調査)

区分 \ 年度	平成14年	平成15年	平成16年
保護命令通知	9	22	30
接近禁止命令のみ	7	16	19
退去命令のみ	1	0	0
接近禁止命令及び退去命令	1	6	11
保護命令違反の検挙件数	1	2	0

(注) 保護命令通知件数は、警察が他県の裁判所からの通知を受理した数を含む。

### 配偶者からの暴力による検挙状況

平成16年中、女性が被害者となった事案は、配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行として検挙した15件のうちの14件で93.3%を占める。

(警察本部調査)

区分 \ 年度	平成14年	平成15年	平成16年
殺人	0	2	1
女性被害	0	1(50.0%)	1(100%)
傷害	9	7	9
女性被害	9(100%)	7(100%)	8(88.9%)
暴行	1	1	5
女性被害	1(100%)	1(100%)	5(100%)
合計	10	10	15
女性被害	10(100%)	9(90.0%)	14(93.3%)

(注)( )内は、検挙件数に対する女性が被害者となった割合

### 3 . 計画の内容

#### 基本目標 配偶者からの暴力を容認しない社会の形成

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなるものです。

また、今日でも、性別に基づく固定的な役割分担意識が内在していることが、配偶者からの暴力を助長し、表面化しにくくしている要因でもあります。

この犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害の根絶のためには、家庭や、学校教育などの場で、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う必要があります。

また、県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け積極的に取り組んでいく必要があります。

#### 【重点目標1】 人権教育・啓発の推進

##### 現状と課題

本県では、自他の人権を大切にするとともに、暴力を否定する意識の醸成を図るため、学校や地域における人権教育・啓発を推進している。また、男女が互いに相手の人格を尊重する態度を身につけるための男女平等教育を推進し、各種研修会の開催や、資料の整備等を行っている。今後さらに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要がある。

女性の人権尊重に関しては、「山形県男女共同参画計画」に基づき、各種セミナーやパンフレットへの掲載など、機会をとらえて意識啓発に努めている。

今後も、こうした多用な媒体と機会を有効に活用して、人権教育や意識啓発に努めていくことが望まれる。

一方、思春期や青年期などの若い恋人の間で暴力が加えられるケースもあり、中学、高校、大学において男女の人権を尊重し、性に対する理解を深めていくような教育をさらに充実させることが望まれる。

##### 【今後の方策】

#### 人権教育の推進

今後も、自他の大切さを認めたり、男女が互いに相手の人格を尊重したりすることができる態度を身に付けるため、保育所、幼稚園及び学校（大学・短大等を含む）における人権教育、命の大切さに関する教育や小中高校における性教育を充実するとともに、家庭や地域における学習支援や情報提供の充実を図ります。また、暴力を否定する意識の醸成をはかるとともに、暴力防止のための具体的な手法等について、市町村教育委員会や保育所、幼稚園及び学校に、機会をとらえて紹介していきます。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### 多様な機会をとらえた意識啓発

今後も、広報紙やテレビ・ラジオなどのマスメディアを活用して人権尊重に関する県政広報を行っていくほか、各種セミナーの開催や講師の派遣、リーフレット、パンフレット等の配布により、男女共同参画の視点も含めた人権啓発を行っていきます。

また、男女共同参画社会の実現をテーマにした研修を行うなど、地域や事業所等においても人権尊重の意識啓発を積極的に行っていきます。（実施主体：県、市町村）

## 【重点目標 2】 配偶者からの暴力に関する理解促進

### 現状と課題

リーフレットの配布等により、配偶者からの暴力に関する一般県民の理解促進に努めている。

配偶者からの暴力の被害者は、自分が被害者だと気付いていないケースもあることから、広く身体的以外の精神的や性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為を受けている場合は、一人で悩まないで相談機関に相談することなどを啓発する必要がある。

## 【今後の方策】

### シンポジウム等の開催による普及活動

各種広報媒体の活用を図るとともに、男女共同参画センターを中心に、公民館などの学習提供機関を積極的に活用し、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関するシンポジウムやセミナーを県内各地で実施し、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、被害者への支援について知ってもらい、どのような間柄であれ暴力は許されないという県民意識の醸成を図っていきます。

（実施主体：県、市町村、関係機関）

## 【重点目標 3】 配偶者からの暴力に関する調査研究の推進

### 現状と課題

配偶者からの暴力の被害者が発見される可能性の高い医療現場での相談機関等への通報や情報提供について実態把握に努めるとともに、医療現場や救急隊員等への情報提供の方法や被害者マニュアルなどの研究を行い、被害の早期発見に結びつけていくことが重要である。

加害者更生については、未だ確立されたプログラムはないが、引き続き、国等の調査研究の進捗状況を注視していかなければならない。

また、児童虐待や高齢者虐待、アルコール依存症と配偶者からの暴力の関連性など、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に資する調査研究を進める必要がある。

## 【今後の方策】

### 児童虐待との関連調査

DV加害者が児童に対しても身体的な暴力等の虐待を行っている場合があります。また、直接子どもに向けられた行為でなくても、子どもの前で配偶者に対する暴力が行われること等、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待であると児童虐待防止法に規定されています。DVから逃れた後でも、子どもに様々な症状や問題行動が表れることがあり、DVは子どもの心の発達に深刻な影響を与えます。児童相談所をはじめ関係機関と連携して、適切な対応や支援の方法について調査研究を行います。

(実施主体：県、関係機関)

### 高齢者虐待との関連調査

配偶者からの暴力が高年齢まで継続してきた夫婦間においては、加害者と被害者が入れ替わるといふ高齢社会特有の問題が起こっていることが指摘されています。また、加害者は被害者のみならず子どもや同居高齢者にも暴力を振るう可能性が高いとも言われています。

本県においても県民に対する啓発をはじめ高齢者虐待防止に向けた取り組みを積極的に行うとともに、平成18年4月から施行される「高齢者虐待防止法」との関連を含め、関係機関と連携して、適切な対応や支援の方法について調査研究を行います。

(実施主体：県、関係機関)

### 「アルコール依存症」「暴力依存症」等の嗜癖対策の充実

配偶者からの暴力とアルコールや薬物などとの関連性はかねてから指摘されていますが、それらへの嗜癖のみならず、加害者に暴力への依存が見られる場合もあるといわれています。

これらについては、従来から、精神障害として、県精神保健福祉センターや県下の保健所で相談を受け付けているほか、アルコール家族ミーティングなどを実施しています。

今後、相談体制については、関係医療機関・団体等と連携し、より一層の充実を図ります。

(実施主体：県、関係機関)

### 加害者更生プログラムへの取組

自立生活を営もうとする被害者の安全の確保や、暴力が次世代へと連鎖していくのを防ぐために、加害者への教育・カウンセリングが求められており、更生に向けた「実効あるプログラム」の作成が必要です。

加害者更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意する必要があるが、新たな被害を生まないためにも、引き続き、国の調査研究の動向を把握するとともに他県及び民間機関における取組状況等を調査していきます。

(実施主体：県)

### 男性の一時保護の検討

現状での一時保護は女性にのみ対応していることから、男性が被害を受け、一時保護の必要があると認められる場合の適切な避難場所・方法について調査研究を行います。

(実施主体：県)

## 基本目標 相談・保護体制の充実

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者や同伴家族の身の安全を確保することは、何にもましての最優先事項です。

現在、県内では、配偶者暴力相談支援センターや警察、市町村等が協力・連携をして被害者からの相談受付や情報提供、24 時間体制の一時保護に当たっていますが、その機能を今後さらに充実するとともに、被害者自らの意思を尊重し、一人一人の状況に適切に対応できるよう、一層の体制整備を行う必要があります。

### 【重点目標 4】 相談体制の充実

#### 現状と課題

本県では、配偶者暴力防止法に基づき、平成 14 年度から、県福祉相談センター（婦人相談所）を配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設とし、配偶者からの暴力に関する相談業務を行っている。

しかし、現在の配偶者暴力相談支援センターは山形市内に設置されていることから、遠方の市町村に住む被害者にとっては利用しにくい状況にある。このため、被害者がより身近な所でいつでも相談できるよう、相談体制の充実が望まれている。

また、相談担当職員（配偶者暴力相談支援センターをはじめ各関係機関のDV相談担当職員、婦人相談員等）の資質向上のための研修の充実や、メンタルヘルスケア体制の整備についても一層の取組が望まれている。

### 【今後の方策】

#### 相談員等関係職員の研修体制の充実

被害者の相談や支援に関わる職員は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることが求められており、被害者に対して不適切な対応をすることで被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう、DV被害者の人権、DVの特性等に関する理解を深めるための研修を行っていきます。また、DV相談担当職員や婦人相談員などに対する専門研修を実施するなど、相談員等の資質の向上を図ります。（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

#### 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化

県配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）では、被害者の心理的ケアなどの機能強化に努めています。

今後は、県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能の充実を図っていきます。

また、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対するスーパーバイズ や困難事例のコーディネートが行える体制を整備するため、各総合支庁が地域配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようにしていきます。（実施主体：県）

### **各種相談機関等の連携強化**

DV被害者が市町村、警察、関係機関等から適切かつ迅速に配偶者暴力相談支援センターやNPOを含む地域の相談窓口を引き継がれるよう、緊密な連携を図ります。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### **市町村配偶者暴力相談支援センターへの支援**

平成16年の法改正により市町村において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を設置することが可能となりました。

このため、各市町村へ設置に向けた働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しては、職員の研修や相談業務へのアドバイスなどの支援を行い、被害者の身近な地域で、セーフティネットの輪を広げていきます。（実施主体：県、市町村）

### **休日・夜間相談窓口の開設**

ボランティア・NPOとも連携して、休日・夜間の相談体制を段階的に整えていくよう努めます。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### **DV対応マニュアル（相談・保護・自立支援共通マニュアル）の作成**

DV被害者の相談や保護・自立支援に携わる一人ひとりが、被害者の立場に立って、相互に連携しながら的確な対応ができるよう、「DV対応マニュアル」を作成し、関係機関に配布します。（実施主体：県）

### **相談員等のメンタルヘルスケア体制の整備**

相談員等は、被害者からの深刻な被害状況等について数多くの話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体感したり、納得のいく解決策が容易に見いだせないことから業務に意欲を失い、虚無感にさいなまれる、いわゆる「バーンアウト状態」に陥ったりすることが指摘されています。

研修やスーパービジョン の体制の整備を図り、相談員等のメンタルヘルスケアの充実に努めます。（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

#### **スーパーバイズ**

（高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。）

#### **スーパービジョン**

（相談員が同等、またはより経験のある者にケースの評価・検討を受ける、指導監督的、教育的、支援的活動のこと。）

## 【重点目標 5】 発見・通報に関する体制整備

### 現状と課題

国及び県では、配偶者からの暴力についての発見・通報についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して啓発に努めている。

今後は、配偶者暴力防止法第 6 条に規定する発見者からの通報について、有効な取組が行われるよう関係機関における連携体制を整備することが課題である。

### 【今後の方策】

#### 県民への通報窓口の周知

県民からの通報が容易にできるように、法制度やその趣旨、通報窓口等の情報提供を行います。  
(実施主体：県、市町村、関係機関)

#### 救急隊員の理解促進

救急現場での配偶者からの暴力の被害者への対処について、パンフレットの配布などを通じて、救急隊員の一層の理解と協力を得られるよう努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

#### 医療関係者等の理解促進・通報体制の整備

DV 被害者を発見し易い立場にある医師その他の医療関係者や教育・福祉等の関係者に対し、積極的な情報提供や連携協力を促進するため、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、配偶者暴力相談支援センターの機能等について、研修やパンフレットの配布などを通して周知を図るとともに、一層の理解と協力を得られるよう努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

#### 民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけ

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員と、人権相談所や「女性の人権ホットライン」による人権相談を行っている人権擁護委員に対し、配偶者からの暴力に関するリーフレットなどの啓発資材の配布や、研修会等への参加を勧め、一層の理解と協力を求めます。

(実施主体：県、市町村)

#### 通報等への対応

通報等を受けた場合の配偶者暴力相談支援センター及び警察での対応が円滑に行われるよう体制の整備を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

## 【重点目標 6】 迅速で安全な保護体制の充実

### 現状と課題

本県では、24 時間体制で被害者の受入れに応じられる一時保護体制を取っているほか、従来から被害者の様々なニーズに柔軟に対応するよう努めている。

今後も、被害者の安全が確保された上で、緊急避難が円滑に行われるよう、保護体制を充実していかなければならない。

## 【今後の方策】

### 移送体制の整備

被害者の保護に当たり、市町村や県（総合支庁）、警察が連携・協力して対応するなど移送体制の充実を図ります。

移送に当たっては、二次的被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者が更なる被害をこうむること）の防止のため、複数の職員による対応や女性職員による対応など、被害者に配慮した移送体制の整備を図ります。（実施主体：県、市町村、関係機関）

### 一時保護機能の拡充

一時保護については、実情を踏まえ、居室の個室化を図るとともに、心理療法担当職員や精神科医によるこころのケアの充実など、より入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、安全対策の強化をはじめ、施設機能の充実に努めます。

また、一時保護の委託については、その対象を広げ柔軟に対応することで、被害者の個別の事情に配慮できるように努めます。（実施主体：県）

### 民間支援団体との連携強化

増加するDV被害者の一時保護は、県婦人相談所の一時保護だけでは対応しきれないため、民間シェルターの設置に向けての積極的な支援に努めながら、民間支援団体との連携・協力体制の構築を図ります。（実施主体：県、NPO等民間支援団体）

### シェルター

（暴力から逃れてくる被害者と同伴者のための緊急避難場所として、安心して心と体を休め新たな生活の準備をするために一時的に提供される施設。）

### 広域連携の推進

被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、円滑に委託などの手続きが行えるよう、他県との情報交換に努めます。（実施主体：県）

## 【重点目標7】 同伴家族等への保護と援助

### 現状と課題

一時保護の同伴児童については、必要に応じ医学的又は心理的ケアを実施するとともに、児童相談所と連携し、学習面でのサポートなどの対応をしている。

今後は、児童相談所との連携を一層深め、必要に応じ、退所後の児童等に対し継続したケアを実施していくことも望まれている。

また、加害者は被害者のみならず同居高齢者にも暴力を振るう可能性が高いところから、高齢者虐待の防止に向けた取組も求められる。

### 【今後の方策】

#### 児童への支援

配偶者からの暴力の影響は子どもに様々な心身の症状を引き起こすことも多く、特に心理的なケアを当分の間継続して行う必要がある場合もあることから、婦人相談所と児童相談所が連携を密にするとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切なこころのケア等必要な支援を行っていきます。また、親子分離が必要な被害者の子どもの保護体制を整えていきます。  
(実施主体：県、学校、関係機関)

#### 高齢者への支援

高齢者虐待防止に向けた取組を積極的に行っていくとともに、高齢者虐待の相談窓口である市町村の地域包括支援センターの支援や地域のボランティア・NPO等との連携を促進します。  
(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

#### 教育機関・保育所への協力要請

教育委員会の行う研修会等で、被害者とその同伴児の置かれた状況について理解を求めるとともに、その安全確保のために加害者側からの被害者や同伴児についての問い合わせに応じないことや、接近禁止命令が出された場合の取扱い等について教育機関及び保育所に対して協力を求めます。  
(実施主体：県、市町村、関係機関)

## 【重点目標 8】 外国人への配慮

### 現状と課題

県内で暮らす外国人が、医療、教育、労働、家庭、住宅など身近な生活問題が生じたときに、適切なサービスや専門的な相談を迅速に受けることができるよう、県国際交流センター、自治体、NPO等が外国語で対応できる相談窓口を設置している。

配偶者からの暴力に関する支援については、配偶者暴力相談支援センター等が相談窓口となっているが、外国人にとっては言語が壁となり、利用が妨げられている状態と考えられる。

### 【今後の方策】

#### 母国語による支援情報の提供

配偶者暴力相談支援センターなど相談窓口を記載したカードを外国語で作成し、公共施設や医療施設などの女性用洗面所など被害者が目にして、加害者に気付かれずに持ち帰りやすい場所に設置してもらい、外国人の被害者へ向けて、公的サポートの周知を図ります。

(実施主体：県)

#### 母国語での相談対応

日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護に際し、煩雑な手続きや、有用となる情報について日本人と同等の理解が得られるよう、必要に応じ、外国語通訳での対応について配慮します。通訳の確保が困難な言語については、(財)山形県国際交流協会などの協力を得て、極力対応できるよう努めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

#### 通訳の確保・養成

在住外国人の情報伝達手段の確保のため、通訳ボランティアを育成するとともに、各機関が行うDV関係の研修への参加のための情報提供を行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

## 【重点目標9】 障害者への配慮

### 現状と課題

障害を持つ人には、障害が壁となり、支援情報が伝わりにくい状況があると考えられる。情報提供面のバリアフリーや施設のユニバーサルデザイン化を進めるなどの配慮が必要となっている。

### 【今後の方策】

#### 点字・手話等による相談対応等

障害者である被害者に対して点字や手話等による情報提供を行うなど、相談しやすい環境を整備します。

また、障害者施設との連携を図り、潜在するDV被害者の救済を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

#### 施設のユニバーサルデザイン化

配偶者暴力相談支援センターなどの各種相談機関について、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

被害者の中には、自立の目途が得られず、やむなく加害者のいる家に留まったり、帰ったりすることを選ばざるを得ない人も多くなっています。このような被害者を少しでも減らしていくためには、自立に向けて、被害者の生き方や意向を尊重した一層の支援が望まれています。

まず、差し当たり必要な住居や生活費について、公的なサービスを受ける必要がある場合は、二次的被害を被ることなく円滑に窓口での相談・申請を行うことができるような配慮が求められます。

また、裁判所では接近禁止などの保護命令や、離婚調停などの手続きに際しても二次的被害が発生しないよう支障なく受けられるための支援や民間での多様なサポート、精神面での長期的ケアなどの提供が必要と思われれます。

### 【重点目標10】 住居の確保に向けた支援

#### 現状と課題

本県では平成16年度から、公営住宅の入居に際し、被害者への優遇措置を設け、住居の確保に向けた支援を行っている。

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要である。特に公営住宅への入居については、被害者の優先入居や必要な連帯保証人についても個別ケースに応じて弾力的な援用を行うなどの特別な配慮を行うことが必要である。

今後は、このような支援について周知を図るとともに、被害者の意向や状況に応じて県内市町村とも連携していく必要がある。

#### 【今後の方策】

##### 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

加害者から身を隠し自立しようとしても、種々の事情で適当な保証人がいない被害者にとっては、住居の確保は大変困難です。このため、公営住宅の優遇措置や民間の保証人代行サービスなど多様な情報を被害者に提供することに努めます。

また、一時保護している被害者に対しては、条件が合えば、民間会社が行う連帯保証代行サービスの保証料を支弁するなど、入居に際し支援できるように努めます。

(実施主体：県、市町村)

##### 母子生活支援施設の拡充検討

母子生活支援施設について、DV被害者及び同伴児の心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援が行われるよう、整備・充実を図ります。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

##### ステップハウス等の導入検討

被害者の保護や支援を目的に、今後、シェルターやステップハウスの設置について検討するとともに、民間シェルターの設置運営に対する支援を行います。

(実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体)

### ステップハウス

(被害者がシェルターで急性期を過ごした後、本格的な自立生活に移行する前にある程度の支援を受けながら生活する施設。)

### 市町村への依頼

県内市町村に対し、配偶者からの暴力の被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先・優遇措置への協力を依頼します。(実施主体：県)

## 【重点目標 1 1】 経済的自立に向けた支援

### 現状と課題

経済的な自立を目指す被害者には、配偶者暴力相談支援センター等において、利用可能な就労支援制度や福祉制度についても情報提供を行っている。

しかし、昨今の経済情勢で悪化した雇用環境は依然として厳しく、様々な事情を抱えながら自立しようとする被害者には一層の強力な支援が必要となっている。

### 【今後の方策】

#### 被害者への就業支援の充実

男女共同参画センターや職業能力開発施設、NPO等で実施する就業に関する講座について、配偶者からの暴力の被害者が受講できるよう配慮するとともに、必要に応じて受講にかかる経費を助成します。(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

#### 福祉事務所等への理解促進

生活保護申請などの福祉の窓口において配偶者からの暴力への理解が一層なされるよう、研修会などの場を積極的に活用して理解促進を図り、二次的被害防止や扶養照会を行わないなどの被害者の立場に立った統一的な取扱いについて、市町村の窓口も含めて周知を図ります。

(実施主体：県、市町村)

#### 母子家庭等就業・自立支援センター等の活用

母子家庭等就業・自立支援センターなど利用可能な福祉制度等についての情報を被害者に提供し、自立を支援します。(実施主体：県)

#### 融資制度(貸付制度)の創設検討

被害者の経済的自立を支援するための新たな融資制度(貸付制度)の創設について検討します。

(実施主体：県)

## 【重点目標 1 2】 子どもへの支援

### 現状と課題

DV被害者の子どもに対しても、その人格と権利を十分尊重した支援を行うことが必要である。特に、子どもに対し保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講ずることが重要である。

昭和42年の住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行規則の一部改正により、「住民基本台帳に記載されない者であっても、当該市町村に住所を有すれば学齢簿を編成する」とされており、被害者が同伴する子どもはこれに則し、住民票がなくても現住所地で就学することが可能であるが、この取扱いについても市町村教育委員会及び学校現場にさらに周知徹底されることが望ましい。

### 【今後の方策】

#### 教育機関・保育所への協力要請

被害者の子どもの就学や保育を確保するため、区域を越えた就学・保育の受入れや保育料算定等について弾力的な運用が行われるよう教育機関及び保育所に対して協力を要請します。

また、教育委員会の行う研修会等で、被害者とその同伴児の置かれた状況について理解を求めるとともに、住民票のない学齢簿の移動や加害者側からの被害者や同伴児についての問い合わせに応じないことや、接近禁止命令が出された場合の取扱い、さらには子どもに対する適切なこころのケア等について協力を求めます。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

## 【重点目標 1 3】 支援制度の弾力的運用及び窓口の一元化

### 現状と課題

健康保険・年金の問題や生活保護、母子寡婦福祉資金等の現行諸制度の運用については、被害者の救済と自立支援を図る観点から、最大限柔軟な取扱いに配慮することが必要である。

一方、複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関は、被害者に対応する窓口を一元化し関係部署との調整を果たすことが求められる。

### 【今後の方策】

#### 支援制度の弾力的運用

被害者の救済と自立支援を図る観点から、健康保険・年金の問題や生活保護、母子寡婦福祉資金等の現行諸制度の運用については、最大限柔軟な取扱いに配慮します。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

## 支援制度に関する窓口の一元化

複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関は、被害者に対応する窓口を一元化し関係部署との調整を果たすことにより、たらい回しによる二次的被害を防止するとともに、被害者の負担軽減に努めます。（県、市町村、関係機関）

## 被害者等の個人情報の保護の徹底

被害者の相談や支援に関わる関係機関の職員の守秘義務の徹底について、今後も担当者会議等で周知を図ります。

また、住民票のない学齢簿の移動や加害者側からの被害者や同伴児についての問い合わせに応じないことや、接近禁止命令が出された場合の取扱い等について教育機関及び保育所に対して協力を求めるとともに、加害者に住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用されないよう、市町村と連携して適切な対応を図っていきます。

（実施主体：県、市町村、関係機関）

## 【重点目標 1 4】 司法手続きに関する支援

### 現状と課題

県男女共同参画センターでは、弁護士による法律相談を定期的に行い、被害者の司法上の支援等に役立てている。

さらに、被害者が、司法の場で更なる被害（二次的被害）を受けることなく、保護命令の申し立てや離婚訴訟に臨めるよう、配偶者からの暴力の根底にある人権問題としての側面に理解を求めていかなければならない。

## 【今後の方策】

### 家事調停委員研修

家庭裁判所事業に協力して、家事調停委員を対象に男女共同参画の視点から研修を行っていますが、今後、相談マニュアルなどの資料等を交えながら、配偶者からの暴力の持つ社会的な背景についても理解促進を図ります。（実施主体：県、関係機関）

### 法律扶助制度等の周知

パンフレットやホームページ等を活用し、機会を捉えて法律扶助制度 など、被害者が司法手続きを進める上で支援となる制度の周知に努めます。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### 法律扶助制度

（国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。）

## 法律相談の充実

山形県男女共同参画センターで行っている弁護士による法律相談を定期的を実施することで、より効果的な司法上の支援となるよう努めてまいります。（実施主体：県）

## 保護命令に対する適切な対応の実施

被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、相談窓口は関係機関との連携を深めます。

保護命令が発せられた場合は、学校において適切な対応が行われるよう、教育委員会と連携し、学校に対して指導・助言等を行います。

また、保育所等においても同様に適切な対応が行われるよう、市町村を通して制度の周知を図ります。（実施主体：県、市町村、関係機関）

## 【重点目標15】 地域における支援活動

### 現状と課題

被害者の自立に向けた支援には、行政だけでなく、民間から多様なサービスが提供されることが望ましい。

また県全域できめ細かな支援がなされるよう、以前から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や人権擁護委員などにも、配偶者からの暴力に関する理解を深めてもらうことが望ましい。

## 【今後の方策】

### DV被害者サポートコーディネーターの養成

地域で生活する被害者に対して、行政機関への同行や各種の手續、就職活動等に関する情報提供など、様々な支援活動が提供できるよう、DV被害者サポーターと支援者協力者の活動促進や能力向上、コーディネーターの養成について調査研究を行い、シェルターを運営するボランティア・NPOや今後設置される市町村配偶者暴力相談支援センターを中心に、直接支援及び間接支援の輪を広げていきます。

（実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体、県民）

### 支援体制づくりの支援

被害者サポート・支援協力のための講座や研修の開催をボランティア・NPOに委託し、さらに知識習慣の場を広げることにより、被害者が自活する地域内において身近に多様な支援を受けることができる体制を目指します。

（実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体）

## 【重点目標16】 心的外傷後ストレス障害を含む心の回復支援

### 現状と課題

加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、被害者や同伴家族の心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすとされている。

現在、被害者に対しては、県配偶者暴力相談支援センターで精神科医師等からのカウンセリングを実施するとともに、心理的虐待を受けた同伴する子どもには、児童相談所と連携し、必要な支援を行っているが、さらに被害者等の意向を尊重したケアが継続される必要がある。

### 【今後の方策】

#### メンタルヘルスケア

精神保健福祉センター、保健所や児童相談所等は、自立後の被害者と同伴家族のニーズに沿って、関係医療機関と連携を図り、精神面での中長期的ケアを行います。

(実施主体：県、市町村、関係機関)

#### 自助グループの活動支援

配偶者からの暴力という体験を有する被害者同士が情報を交換し、交流することで、互いの「自助力」を引き出す効果が得られる場合もあることから、活動場所の提供や配偶者暴力相談支援センター等からの助言、カウンセリングの継続などを行って、元被害者(サバイバー)による自助グループの活動を支援します。

(実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体)

## 基本目標 関係機関の協力・連携

配偶者からの暴力は、問題解決を暴力で行うことを認める社会的な背景があり、個人では解決しにくい問題です。その意味から、配偶者暴力防止法第2条に、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」とされ、現状で充足されていない防止対策及び被害者支援対策の推進のため、県行政内の体制強化を図っていくことが求められています。

また、配偶者からの暴力には、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難であることから、総合的・多角的・組織的にとらえ、多様な被害者の状況に合わせて、多くの関係機関が有機的に連携していくことが望まれています。

一方、様々な状況にある被害者個人個人のニーズに応じた、多様な支援を行えるようにするため、当事者団体を含む民間団体との協働が必要不可欠となっています。

### 【重点目標17】 施策調整機能の強化

#### 現状と課題

配偶者からの暴力の防止や被害者の救済、自立支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、様々な視点や分野から県行政の担当部署のかかわりが必要である。

ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議などの横断的な会議の活用を図り、積極的な運営を行わなければならない。

### 【今後の方策】

#### ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の活用

配偶者暴力防止法や本計画に基づく「DVの防止及び被害者の保護、自立支援」に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、県ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議を設置します。

庁内連絡会議を活用し、この計画の進行管理を行うとともに、DV対応マニュアルの作成に向け、情報・意見の交換を行います。その際、必要に応じて、法律の専門家、民間会社経営者、支援団体のメンバーなどに、対策会議への出席を依頼し、専門的な意見、現場からの有益情報及び被害者の自立への協力を得られるよう努めます。（実施主体：県）

#### 市町村との連携強化

DV被害者が市町村から適切かつ迅速に配偶者暴力相談支援センターや地域の相談窓口を引き継がれるよう、緊密な連携を図ります。

各市町村へ配偶者暴力相談支援センター設置に向けた働きかけを行うとともに、これを検

討する市町村に対しては、職員の研修や相談業務へのアドバイスなどの支援を行います。  
(実施主体：県、市町村)

### 近隣県との連携強化

都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、広域的な支援が円滑に行えるよう、保護の実施責任の明確化等具体的な対応について他の都道府県との協議を進めます。  
(実施主体：県)

## 【重点目標 18】 関係機関との連携強化

### 現状と課題

被害者の保護及び自立支援を効果的に行うためには、関係機関相互の連携が必要であり、DV被害者支援対策関係機関連絡会議(構成機関：警察、裁判所、法務局、弁護士会、医師会、教育委員会、児童相談所、民間団体、県関係課等)を設置し、情報の交換・共有に努めている。

個々の被害者の支援には、関係機関の連携を一層強化していく必要がある。

### 【今後の方策】

#### DV被害者支援対策関係機関連絡会議の強化

DV被害者に対し適切な対応が実施できるよう、DV被害者支援対策関係機関連絡会議において、関係機関の連携強化を図り、具体的な問題の検討を行います。また、構成団体についても随時見直しを行います。(実施主体：県、関係機関、NPO等民間支援団体)

## 【重点目標 19】 民間団体との協働

### 現状と課題

DV施策を進めていく上で、行政機関で全て対応していくことには限界があり、また、民間団体等が対応した方が効率の良い分野もある。今後もそれぞれの特性を生かしながら協働して施策を推進していく必要がある。

民間支援団体の豊富なノウハウを共有するとともに、医療関係者や従来の福祉関連ボランティアなどの団体にも配偶者からの暴力の防止や被害者支援のための協働の輪を広げていくことが肝要である。

### 【今後の方策】

### 被害者支援ボランティアの養成

DV被害者が裁判所や警察署などに出向く際に同行する支援ボランティア、外国語ボランティアの養成を図ります。（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### 支援者への研修機会の拡大

被害者サポート・支援協力のための講座や研修の開催をボランティア・NPOに委託し、さらに知識習得の場を広げることにより、被害者が自活する地域内において身近に多様な支援を受けることができる体制を目指します。

（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO等民間支援団体）

### 被害者支援団体との連携強化

DV被害者の保護や支援などを行う被害者支援団体に対し、事業の共催やボランティアの派遣、委託事業の実施などを通じて、連携・協力体制の構築を図ります。

また、被害者の保護や支援を目的に、今後、NPO等民間団体が、シェルターやステップハウスの設置、自立支援事業等を行い、県から一時保護委託を受けた場合等にシェルターなどの運営に係る費用について必要に応じ、援助する制度を検討します。

民間被害者支援団体「被害者支援センターやまがた」と連携し、きめ細かな被害者支援活動を推進します。（実施主体：県、市町村、NPO等民間支援団体）

## 【重点目標20】 適切かつ迅速な苦情処理体制の整備

### 現状と課題

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護の上での苦情は、配偶者暴力相談支援センターを始め、それぞれの担当部署が受け付けている。

今後は、苦情処理のより公正な取扱いを行うことができるよう、執行機関とは別の機関に苦情窓口を設置する必要も含めて、検討する必要がある。

また、将来、NPO等民間団体が県からの委託を受けて一時保護を行うことが予想されるが、そうした場合の苦情処理に関しても、対処できる体制を検討する必要がある。

### 【今後の方策】

#### 苦情処理の体制整備

被害者の保護にかかわる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、適切かつ迅速に処理する機関を相談事業や一時保護事業に直接関与していない機関に定めることなど、公正な視点で苦情処理を行えるよう検討を行います。（実施主体：県）

## 【重点目標 2 1】 関係機関のネットワークづくり

### 現状と課題

本県では、平成 14 年に DV 被害者支援対策関係機関連絡会議を発足させ、関係機関のネットワークの構築に努めてきたが、被害者支援が各圏域内で完結できるよう、より機動的で実践的なネットワークの構築が不可欠である。

### 【今後の方策】

#### 地域 DV 連絡協議会の設置（連携のマニュアル化）

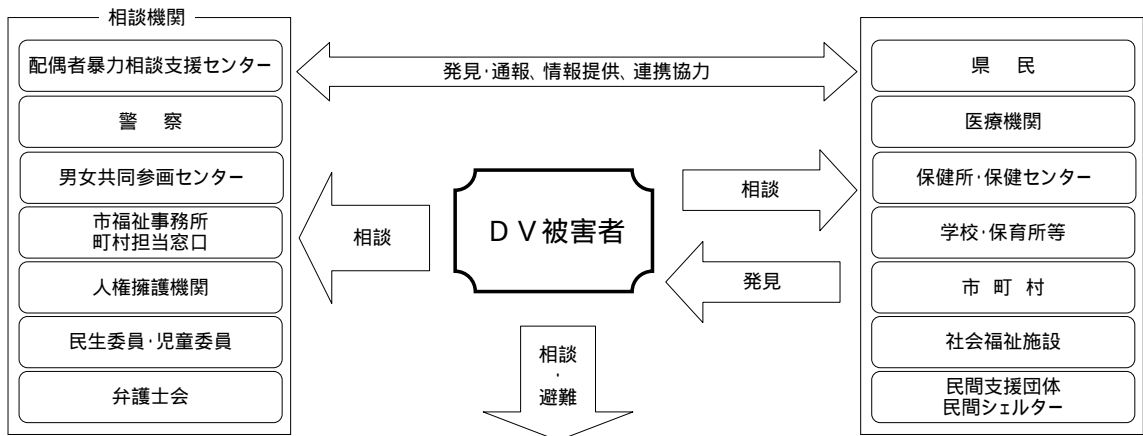
地域における DV 防止対策の推進や具体的な事例に基づく検討会等を行うため、各総合支庁を中心とした実務的な連絡会議である「地域 DV 連絡協議会（仮称）」を設置します。

連絡協議会においては、地域に根ざした活動を行う民生委員・児童委員や人権擁護委員、DV 被害者の発見がしやすい医師その他の医療機関、学校、民間団体などと連携を図り、DV 被害者及びその同伴する家族等の適切な保護・自立支援を図ります。

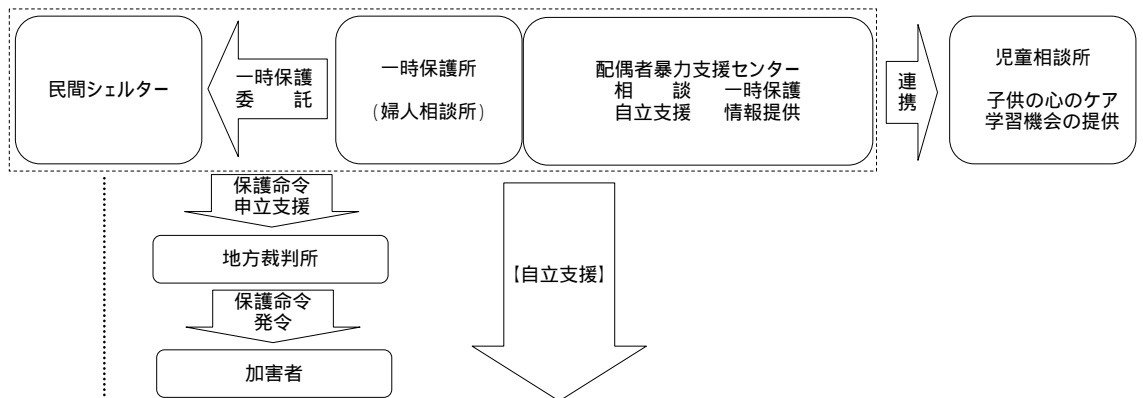
（実施主体：県、市町村、関係機関、NPO 等民間支援団体）

# 関係機関の協力・連携体制図

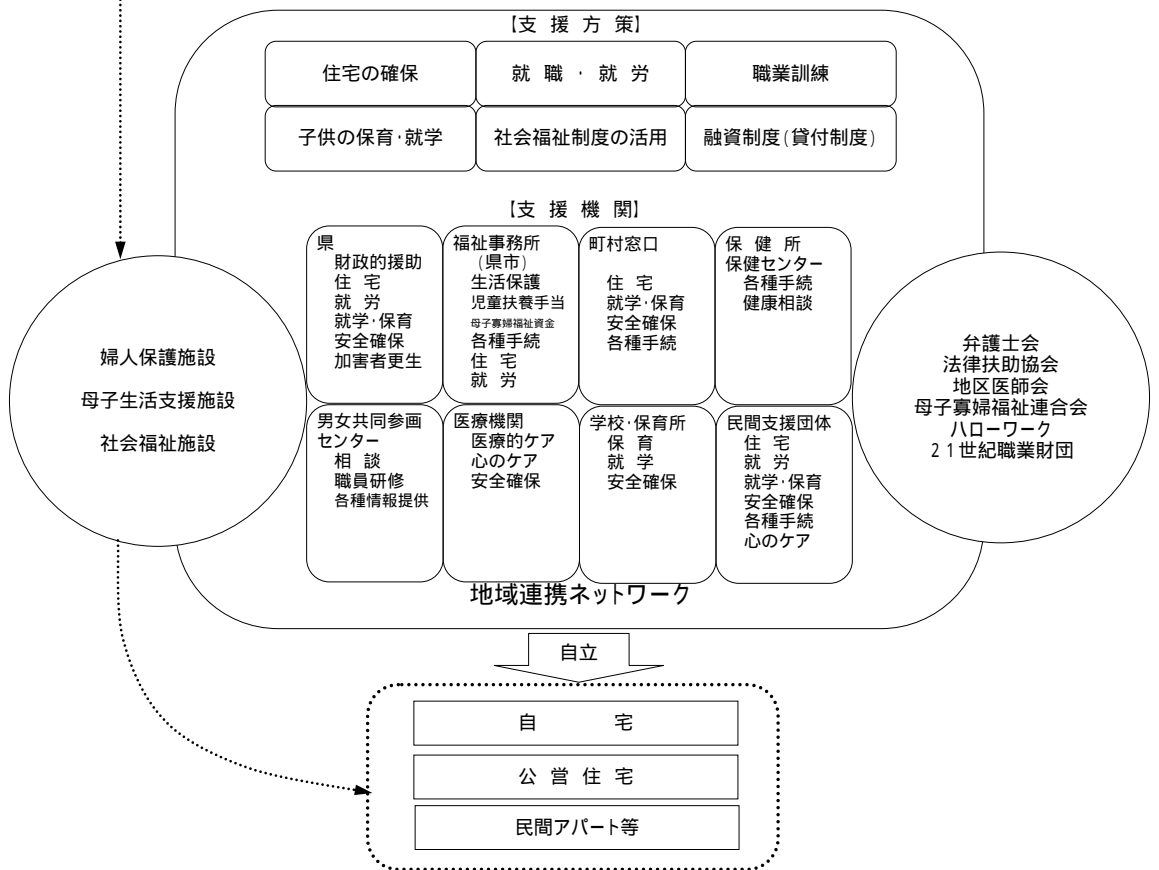
【相談】



【一時保護】



【自立へのステップ】



【自立】